

直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託事業者選定に係る
条件付公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月

直方市水道事業

1. 実施要領等の定義

直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託事業（以下「本事業」という。）は、運転管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用を期待するものであり、直方市水道事業は、本事業を民間事業者（以下「事業者」という。）からの提案により実施するものとする。

直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託事業者選定に係る条件付公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、直方市水道事業が本事業を実施する事業者を条件付公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2. 委託内容等

（１）業務委託内容

別添「直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

（２）業務委託期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

（３）提案上限額（消費税相当額を含まない4年間の総額）

直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託

上限額 ¥383,590,000円（税抜金額）

ただし、上限額については契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための予算額であることに留意すること。

また、後述する提案書の一部である見積書（提案金額）を提出する際に、上限額を超えた場合は失格とする。

※なお、本委託契約締結日から令和7年3月31日までの間に業務引継のための習熟期間を設けること。

3. 応募者に必要な参加資格

応募者は、応募資格確認の日において、次の各項及び各号全てを満たす法人とする。

（１）直方市登録業者名簿（物品・役務）に登録され、施設運転、保守又は設備管理業務等の品目登録がなされていること。

（２）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、以下の全ての条件を満たす者とする。

1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

3）法人税、消費税及び地方消費税及び直方市税、会社所在地の市町村税を滞納していない者

- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 施設能力 10,000m³/日以上以上の国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、運転管理業務を元請として事故無く 1 年を超えて受託した実績を有すること。なお、共同企業体による実績の場合は、代表構成員である時のものに限る。
- (4) ISO9001 及び ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること。
- (5) 次に掲げる有資格者を令和 7 年 4 月 1 日までに配置できること。
 - 1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 第 3 項の規定に基づく「受託水道業務技術管理者」または社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する「水道浄水施設管理技士 2 級以上」の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 3 年以上ある者（2 名以上）

なお、上記有資格者については、業務委託期間完了時における年齢上限を 65 歳までとする。
 - 2) 社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する水道浄水施設管理技士 3 級以上の資格（令和 7 年度登録予定者可）を有する者（配置人員の半数以上）

4. 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募者は、応募表明書（様式第 1 号）及び応募資格審査申請書（様式第 2 号）の提出をもって、実施要領等の内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 著作権

応募者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、直方市水道事業は、本委託の範囲において公表する場合、その他直方市水道事業が必要と認める場合には、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、また、返却しない。

一度受理した書類の返却、差し替えには一切応じない。

(5) 直方市水道事業からの提示資料の取扱い

直方市水道事業が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、本委託に関して 1 提案しか行うことができない。

(7) 虚偽の記載の禁止

実施要領等による提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(8) その他

実施要領等に定めるもの以外に必要な事項が生じた場合は、応募者に速やかに通知する。

5. 選定方法

(1) 委託事業者は、直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)の審査に基づき、直方市水道事業 直方市長が決定する。

(2) 参加資格要件に基づき、応募資格審査を評価委員会事務局(水道施設課 浄水係)がより実施する。

(3) 提案審査は、参加資格要件を満足した応募者から提出された提案書に対し選定評価基準の評価項目による審査とプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総評価得点の高い順に順位を決定し、最高得点者を最優秀提案事業者、次点得点者を優秀提案事業者として選定する。

なお、審査における最高得点者が複数存在する場合は、最高得点を付与した委員数の多い提案者を上位に選定する。

(4) 最優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務委託契約書(以下「契約書」という。)の作成に関する諸条件について、直方市水道事業と詳細協議を進める。

(5) 優先交渉権者は、直方市水道事業と詳細協議を行い、協議が成立した場合には委託事業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、優秀提案事業者と詳細協議を行う。

(6) 委託事業者決定までのスケジュール

委託事業者の決定は、次の日程で行う。

※ 土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

スケジュール項目		予定年月日
①	募集の告示	令和6年10月2日(水)
②	実施要領等に関する説明及び現場説明会	令和6年10月10日(木)
③	実施要領等に関する質問の受付	令和6年10月3日(木)～ 令和6年10月16日(水)
④	応募表明書等の受付	令和6年10月18日(金)～ 令和6年10月25日(金)
⑤	応募資格審査結果の通知	令和6年10月31日(木)

⑥	提案書の受付	令和6年11月6日(水)～ 令和6年11月13日(水)
⑦	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年11月27日(水)
⑧	審査結果の通知・公開	令和6年11月29日(金)
⑨	最優先交渉権者との協議	令和6年12月上旬～ 令和6年12月下旬
⑩	契約締結	令和6年12月下旬

6. 実施要領等に関する説明および現場説明会の開催

(1) 実施要領等に関する説明及び現場説明会の開催

①日時 令和6年10月10日(木) 午後1時30分から午後4時まで

① 場所 尾崎水源地浄水場

② 資料 参加者は、事前に交付資料を印刷し持参すること。

委託対象の施設概要については直方市ホームページから情報を得ておくこと。

* 令和6年10月9日(水)までに実施要領に関する説明及び現場説明会申込書(様式第4号)を提出すること。

(2) 実施要領等に関する質問の受付

①受付期間

令和6年10月3日(木)～令和6年10月16日(水)

午前9時～午後5時

②提出方法

質問書(様式第5号)に内容を簡潔にまとめて記入し、E-mailにより提出すること。

なお、文書作成ソフトはMicrosoft社のWordを使用すること。

(3) 実施要領等に関する質問に対する回答

①回答日

令和6年10月3日(木)～(随時)

②回答方法

直方市ホームページに掲載する。

③回答内容の制限

公開することにより混乱を招く恐れのある場合、質問に回答しない場合がある。

7. 応募表明書及び応募資格審査申請書類等の提出

応募者は、次により応募表明書及び応募資格審査申請書類の提出を行なうものとする。

(1) 提出期間及び時間

令和6年10月18日(金)～令和6年10月25日(金)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(2) 提出方法

持参とし、郵送、FAX及び電子メール等による提出は認めない。

(3) 提出書類

下記書類を編冊(A4版)の上、正本として1部、副本として5部提出すること。

1) 応募表明書(様式第1号)

2) 応募資格審査申請書(様式第2号)

3) 添付書類

(すべての応募希望者)

①会社概要書(様式第6号)

②業務経歴書

③登記簿謄本(法人登記)(発行後3か月以内のもの)

④直近3か年分の貸借対照表、損益計算書

⑤直近3か年分の法人税確定申告書の写し(税務署の受付印があるもの)

⑥消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

⑦直方市税及び会社所在地の市町村税の滞納がないことの証明書

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を遵守する誓約書

⑨受注実績を証明する書類及び水道浄水施設管理技士の在籍を証明する書類

⑩水道法第24条の3第3項の規定に基づく「受託水道業務技術管理者」及び「社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する水道浄水施設管理技士」の在籍を証明する書類

⑪水道法第24条の3第3項の規定に基づく「受託水道業務技術管理者」または「社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する水道浄水施設管理技士2級以上」の有資格者をもって、業務遂行管理責任者を選任すること及び事業活動の拠点を本市内に設置することの誓約書

⑫労働基準法第34条、第36条に関する協定を締結している場合、協定書の写し

⑬ISO9001及びISO14001又はエコアクション21の証明書の写し

(4) 応募表明書及び応募資格申請書類等の受理

応募表明書(様式第1号)及び応募資格申請書類等(様式第2号)等に不備がなく受理できると認められた場合は受理し、その場で受理通知書(様式第3号)を発行する。

(5) 応募表明の取消しについて

応募表明書を提出した後に応募を取り消す場合は、その旨の届出書(任意様式)を令和6年10月30日(水)午後5時までに、事務局へ持参により提出すること。

8. 応募資格書類審査の実施

応募資格審査を事務局により実施する。提出書類に不備がなく、応募者に関する条件等を全て満足した者を提案可能者とし条件を満足しない場合は失格とする。

9. 応募資格審査結果の通知

応募資格審査の結果については、令和6年10月31日(木)に応募者に対し、応募資格審査結果通知書(様式第7号)を発行する。

応募資格有りと判断されたものには、提案要請書(様式第8号)の発行も合わせて行う。

なお、応募参加資格がないと判断された失格者には事前に通知を行ない説明要求があれば応募資格審査結果通知書にその内容も合わせて記載する。

10. 提案書

(1) 提案書の受付

①受付期間及び時間

令和6年11月6日(水)～令和6年11月13日(水)

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前 9時～正午、午後 1時～午後 5時

②提出方法

持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、事務局は受付順に、その場で提案書受理通知書(様式第9号)を発行する。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

③提出書類

提案書については、次のとおりとし、提案提出書①から⑧まで綴じたものを正本として1部、副本として5部を提出する。⑨については1部提出する。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの1式を、あわせて提出すること。

※提案書には社名は記入しないこと。応募資格審査結果通知書に提案書提出時に社名の代わりとなる名称を配布するので、名称にて提案書作成すること。

1) 提案書

- ① 提案提出書 (表紙)(様式第10-1号)
- ② 企業の信頼性について(様式第10-2号)
- ③ 業務運営及び業務実施計画等の考え方(様式第10-3号)
- ④ 浄水施設点検業務に関する考え方(様式第10-4号)

- ⑤ 原水・浄水及び送配水施設の水質管理に関する考え方（様式第 10-5 号）
- ⑥ 危機管理に関する考え方（様式第 10-6 号）
- ⑦ 配水施設に関する考え方（様式第 10-7 号）
- ⑧ 当市の第 6 次総合計画等の考え方（様式第 10-8 号）
- ⑨ 見積書（様式第 10-9 号） 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間に要する費用を積算し総額を記入すること。尚、総額の積算内訳（単価、工数、その他必要な経費等）を記載したものを積算内訳書（任意様式）として添付すること。

（２）提案書作成上の留意事項

①提案書作成要領

提案書は、別添様式集を使用し、サイズは日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A 3 版」を使用するときには、折り綴じること。各提案書は分冊とし、応募資格審査結果の通知に記載されている応募者名称を必ず記入すること。

1 1. 参加辞退届（提案審査）

提案応募者が以降の参加を辞退する場合、参加辞退届（様式第 11 号）を提出しなければならない。

（１）参加辞退届の受付

①受付期間及び時間

令和 6 年 11 月 7 日（木）～令和 6 年 11 月 26 日（火）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

②提出方法

持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、事務局は、その場で受理通知書（様式第 12 号）を発行する。

1 2. 提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提案審査は、提案書受理通知を発行した応募者を対象にプレゼンテーション・ヒアリングの本審査を選定評価基準の評価項目により実施する。

（１）プレゼンテーション・ヒアリング

① 実施予定日時

令和 6 年 11 月 27 日（水）

② 実施予定場所

直方市役所 5 階 502 会議室

③応募者から提案書が提出された順番で、応募者ごとにプレゼンテーションを実施するものとし、応募者にプレゼンテーション参加要請書（様式第 12 号）及び電子メールで、実施時間の詳細を通知するものとする。

④応募者は、プレゼンテーションを30分以内で実施し、直方市水道事業浄水施設等
運転管理業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、当該
応募者にヒアリングを20分以内で実施するものとする。

⑤プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも
可とする。なお、使用する電子機器は応募者で準備するものとする。

⑥応募者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな
資料を提出することはできないものとする。

⑦プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している3名までとし、参加者の
役職及び氏名を提案書提出時に届け出る（任意様式）ものとする。

提案説明者は、受注された際の現場総括責任者、現場副総括責任者となる者を主と
する。

（２）選定評価基準（提案評価項目）

提案審査における選定評価基準の概要

（業務提案の総合評価項目・大項目）

- ① 企業の信頼性評価
- ② 業務運営及び業務実施計画等の考え方
- ③ 浄水施設点検業務に関する考え方
- ④ 原水・浄水及び送配水施設の水質管理に関する考え方
- ⑤ 危機管理に関する考え方
- ⑥ 配水施設に関する考え方
- ⑦ 当市の第6次総合計画等の考え方
- ⑧ 見積書

1) 評価委員会で、提案審査の評価項目に対し、評価理由を明らかにした上で得点化し、
提案7項目それぞれの配点の得点のうち、1から7については大項目ごとの各審査員
の最高点、及び最低点を除いた残りの得点の合計を審査員の数（最高点、最低点を出し
た審査員は数えない）で除し、平均点の合計を算出。平均点の合計と、大項目8の得点
を足した、総評価得点の高い順に順位を決定し、最高得点者を最優秀提案事業者、次
点得点者を優秀提案事業者とする。

なお、審査における最高得点者が複数存在する場合、最高得点を付与した委員数の
多い提案者を上位に選定する。

2) 見積書に記載された金額が、上限金額を超えないことを確認し、この金額を超えた
場合は失格とする。

3) 提案書に記載された内容が、選定評価項目について1項目でも満たさないことが確
認された場合は失格とする。

4) 応募表明書（様式第1号）及び応募資格審査申請書（様式第2号）類に虚偽の記載
があった場合または、審査の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とする。

5) 提案審査結果の通知、公開

①通知日

令和6年11月29日(金)

③ 通知方法

提案審査に参加した全応募者に書面(様式第14-1号又は14-2号)により通知するとともに、直方市ホームページに掲載する。電話等による問い合わせには応じない。

(3) 応募者が一者の場合の措置

応募者が一者の場合、その提案内容が600点以上であれば、本業務の受託者に適していると認め、その者を受託予定者として選定する。

13. 提案審査結果情報開示請求

提案審査の結果について提案書提出事業者に関し、当該事業者に関する事項のみ請求できる。

(1) 提案審査結果情報開示請求の受付

①受付期間

令和6年11月29日(金)～令和6年12月5日(木)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※郵送の場合は、令和6年12月5日(木)必着とする。

②提出方法

提案審査結果情報開示請求書(様式第14号)に記載し、持参または郵送とする。

(2) 提案審査結果情報開示請求に対する回答

①回答方法

応募表明書(様式第1号)及び応募資格申請書(様式第2号)に記載された住所への回答書(様式第16号)の郵送により行う。

②回答内容

回答内容は、評価得点及びその順位とする。

14. 失格

(1) 失格通知方法

プロポーザル参加募集の告示の日から契約締結の間において失格となった場合は、応募表明書(様式第1号)及び応募資格申請書(様式第2号)に記載された住所へ失格通知書(様式第17号)を送付する。

15. 契約に関する事項

- (1) 優先交渉権者（最優秀提案事業者）は、直方市水道事業と詳細協議を行い、協議が成立した場合には委託業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、優秀提案事業者と詳細協議を行う。
- (2) 契約保証については業務委託契約書により取り決める。
- (3) 本業務は直方市公契約条例（平成 25 年直方市条例第 28 号）の対象委託契約となるため、所定の手続について直方市のホームページで確認を必要とする。

16. 委託の実施に関する事項

(1) 業務遂行責任者の選任

本委託の実施にあたり、委託事業者は、業務遂行責任者として技術者（現場総括責任者、現場副総括責任者、技術責任者）を選任すること。現場総括責任者は、現場最高責任者として本委託の総括管理をするものとする。現場副総括責任者は、現場総括責任者の補佐並びに現場総括責任者不在時の職務代理をするものとする。技術責任者は、業務の履行の技術上の管理をするものとする。

(2) 業務の再委託等

本委託の実施にあたり、委託事業者は、直方市水道事業の承諾を受けた場合に限り本委託の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、他の者への再委託等をした結果、確実な実施が見込めないと認められるときには直方市水道事業は承諾しないことができる。また、再委託業者の選定にあたっては、市内業者を優先して選定するものとする。

(3) 委託の継続が困難となった場合の措置

①委託事業者の債務不履行の場合

- ・委託事業者の業務履行が契約に定める水準を下回る場合及び委託事業者の責めに帰する事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合は、直方市水道事業は、委託事業者に対して改善通告を行い、10日以内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。委託事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、直方市水道事業は、契約を解除することができる。
- ・委託事業者が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられる場合は、直方市水道事業は契約を解除することができる。
- ・上記2つの理由において、直方市水道事業が契約を解除した場合は、委託事業者は原則として原状回復義務を負うほか、違約金を直方市水道事業に支払い、また、これにより生じた損害を直方市水道事業に賠償しなければならない。

②直方市水道事業の債務不履行の場合

・直方市水道事業の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、委託事業者は契約を解除することができる。

・上記の理由において、委託事業者が契約を解除した場合は、直方市水道事業は、これにより生じた損害を事業者に賠償しなければならない。

③委託事業者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、又は不可抗力その他直方市水道事業及び委託事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

・直方市水道事業及び委託事業者双方は、委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をすることにより、直方市水道事業及び委託事業者は、契約を解除することができる。

④その他については、作成する業務委託契約書のとおりとする。

17. 直方市水道事業による本委託のモニタリング等

直方市水道事業は契約に基づき、委託事業者により提供されるサービスの履行確認等を次の通り行う。

(1) モニタリング

直方市水道事業は、委託事業者が提供する施設の運転管理業務、施設の保守管理業務の状況把握を目的として、直方市水道事業の承認を得た各業務に関する計画書をもとに、定期又は随時に書面及び現地調査等を行う。

(2) 支払いの停止等

契約に定めるサービス水準を充足していないこと等が判明した場合は、委託料の減額等行うことがある。その方法については業務委託契約書に定めることとし、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。なお、決定に際しては委託事業者の意見を聴取する。

①サービス水準の不足

②上記①を満たさない事項に対する改善

18. 各種申請書等提出先及び問合せ先

直方市上下水道・環境部 水道施設課 浄水係

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

Tel 0949-25-2179 Fax 0949-28-2605

Eメール: n-suidokomu@city.nogata.fukuoka.jp